

(添付資料)

再処理施設の埋込金物の健全性確認について

1. 再処理施設の埋込金物の健全性確認に係る考え方

再処理施設全数の埋込金物（約 48.3 万枚）に対し、健全性確認を再度実施します。

健全性の再確認は、以下の分類に応じて実施します。

- ① 2003年に実施した埋込金物健全性点検で記録不十分に分類された埋込金物（約 15.7 万枚）
- ② 2003年に実施した埋込金物健全性点検で記録十分に分類された埋込金物（約 23.6 万枚）
- ③ 2003年に実施した埋込金物健全性点検で構造物を支持しない等で点検対象外とした埋込金物（約 9 万枚）

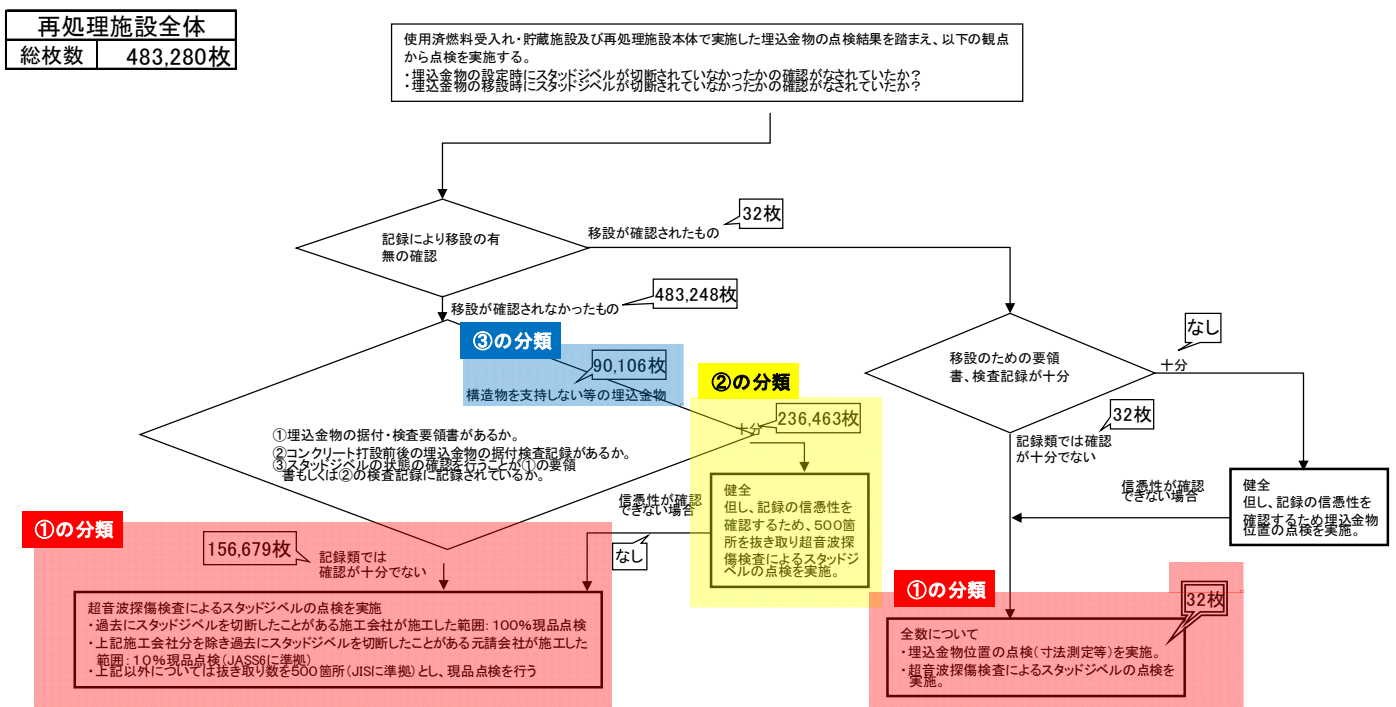


図 2003年に実施した埋込金物健全性点検における埋込金物の点検フロー

再処理施設全数の埋込金物に対し、再度の健全性確認を以下のとおり行います。

- ・ 記録不十分に分類された埋込金物（上記①）は現品点検を実施します
 → 健全性確認のための現品点検の実施
- ・ 記録十分に分類された埋込金物（上記②）は2003年埋込金物健全性点検時における記録の検証を行い、スタッドジベルの健全性が確認できる記録があると判断された埋込金物は健全性ありとして評価し、記録不十分と評価されたものは現品点検を実施します。
 → 2003年埋込金物健全性点検の検証
- ・ 点検対象外に分類された埋込金物（上記③）は2003年埋込金物健全

性点検時において点検対象外とした考え方の妥当性を確認します。妥当と判断できない埋込金物は現品点検等、健全性を確認します。

→ 2003年埋込金物健全性点検の検証

2. 再処理施設の埋込金物の健全性確認

(1) 健全性確認のための現品点検の実施

上記「①2003年に実施した埋込金物健全性点検で記録不十分に分類された埋込金物」に分類されるもののうち現品点検を実施していない埋込金物に対し、超音波探傷試験（以下、「UT測定」という。）による現品点検（スタッドジベル個々の健全性確認）により、埋込金物の健全性を確認します。

また、サポート等が設置されており物理的にUT測定できない等で現品点検ができない、または今後の検討により、他の方法で健全性確認ができると判断した埋込金物については代替手段により健全性を確認するか、あるいは健全性がないものとして評価し、適切な処置を行うこととします。（「4. 健全性が確認されなかった埋込金物に対する処置」参照）

この分類の対象は約15.7万枚あり、当該埋込金物を施工した会社が施工した埋込金物を優先的に確認することとし、順次、対象範囲を拡大していくこととします。

なお、この分類において2003年埋込金物健全性点検時に抜き取られ、現品点検された埋込金物については、UT測定結果の判断基準が適切であったか等について、その結果を検証することとします。検証した結果、判断基準に変更が必要な場合には2003年の現品点検の結果を再評価及び今回のUT測定の結果を評価し、健全性を再度確認します。

(2) 2003年埋込金物健全性点検の検証

上記「②2003年に実施した埋込金物健全性点検で記録十分に分類された埋込金物」及び「③2003年に実施した埋込金物健全性点検で構造物を支持しない等で点検対象外とした埋込金物」に分類されるものに対し、健全性の評価等が適切であったかを確認するために、以下の検証を行います。

a. 記録十分と評価した埋込金物（約23.6万枚）に対する記録の再確認

この分類については、記録を再確認し、記録が十分であるかを評価します。記録不十分と評価した場合には、UT測定による現品点検を実施します。

- b. 点検対象外（約9万枚）とした考え方の妥当性の確認
構造物を支持しない等で点検対象外とした埋込金物の考え方の妥当性を再度確認します。
- c. 記録十分とした埋込金物に対する抜き取りの考え方の妥当性の確認
当時の抜き取り率の設定、サンプリング方法の妥当性について再度確認します。

(3) 再処理施設に設置されている埋込金物の外観目視等による健全性確認

当該埋込金物が確認されており、上述の埋込金物に対する健全性確認には相応の時間を要することから、現時点で再処理施設の安全性が確保されていることを確認する観点で、再処理施設の全埋込金物を対象に目視またはカメラによる遠隔確認により、浮き上がり等の異常が無いことを外観目視等により確認します。

その際、アクティブトレンチに設置された埋込金物等、カメラによる遠隔確認においても外観確認できない埋込金物については、設備からの漏えいの有無、冷却機能・水素掃気機能が維持されていること等の設備状況によりそれらの健全性を確認します。

3. 埋込金物を切断した原因の調査

当該の埋込金物について、現品調査を行い切断等の状況を確認するとともに、過去の記録等を確認し、当該の埋込金物のスタッドジベルを切断した原因調査を行います。また、現品調査によりスタッドジベルを切断した他の埋込金物を確認した場合には、不適合に至った原因の究明を行います。

4. 健全性が確認されなかった埋込金物に対する処置

当該の埋込金物に対して適切な処置を実施します。また、「2. (1) 健全性確認のための現品点検の実施」の結果、健全性が確認できなかった埋込金物についても、個々に強度評価等を行うことにより、その埋込金物の状況に応じた処置方法を検討し、健全性が確保される状態にします。

以 上